

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書	
令和 6 年 6 月 6 日	
大津市長 殿	
提出者	
住 所 京都市右京区西院溝崎町21	
氏 名 ローム株式会社 サステナビリティ推進部統括課長 中田 愉香 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 (075)- 311-2121	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	ローム株式会社滋賀工場
事業場の所在地	滋賀県大津市晴嵐二丁目8番1号
計画期間	令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
② 事業の規模	売上高 4,678億円
③ 従業員数	355人(令和6年4月1日現在)
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙-1の通り

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙-2の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-3の通り	
	排出量	別紙-3の通り t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3の通り		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-3の通り	
	排出量	別紙-3の通り t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-3の通り		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-3の通り
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 別紙-3の通り

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
	—		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	—		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	
	自 ら 埋 立 処 分 を 行 う 特別管理産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（ 令和5 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-3の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙-3の通り t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙-3の通り t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙-3の通り t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(これまでに実施した取組) 別紙-3の通り		

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙-3の通り	
	全 処 理 委 託 量	別紙-3の通り t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	別紙-3の通り t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	別紙-3の通り t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組) 別紙-3の通り		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和5年度）実績】		
	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	1455.439	t
	(今後実施する予定の取組等) 現状を維持する（電子マニフェスト使用率：100%）		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

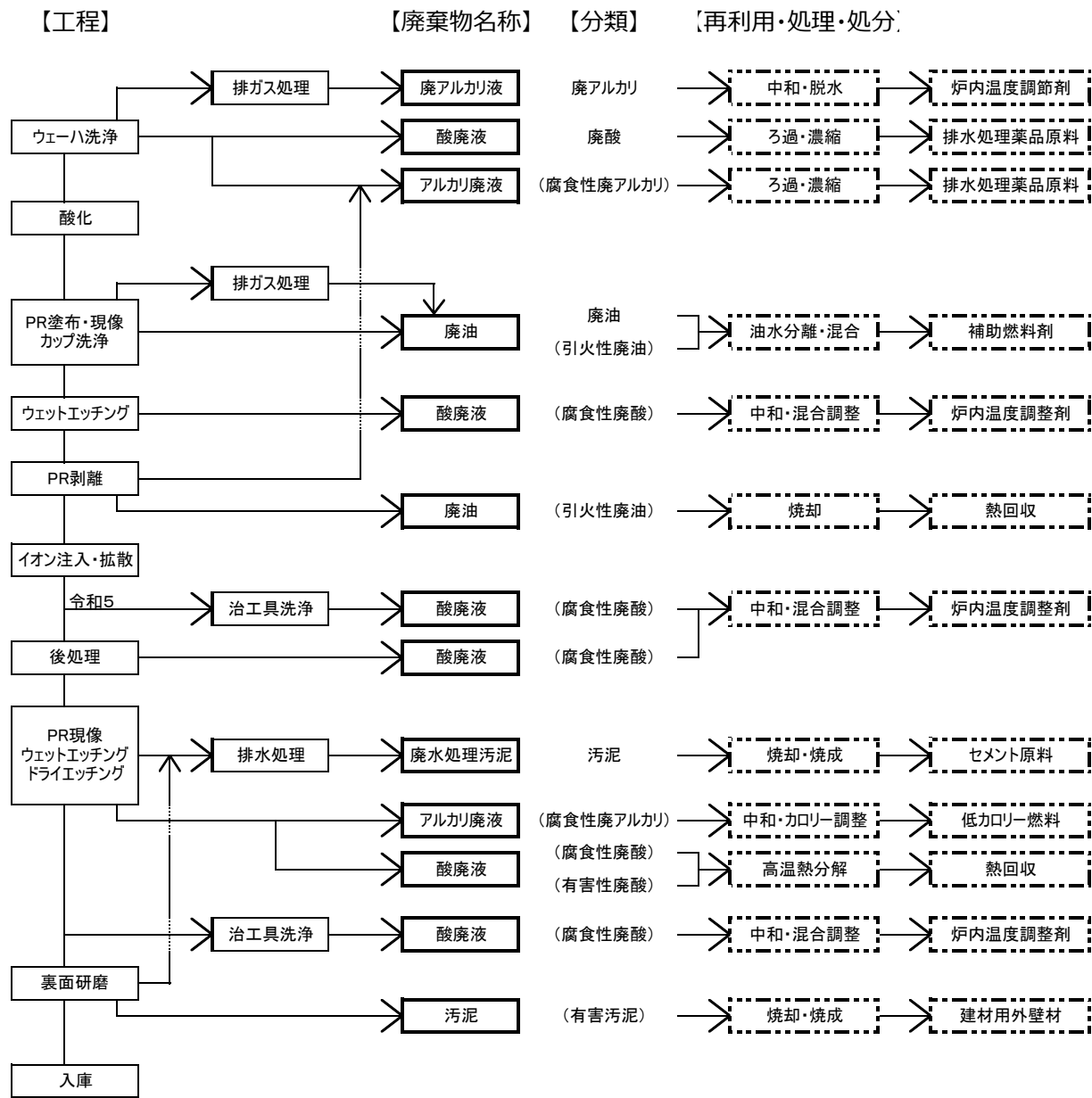
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程

別紙 1

---: 委託処理部分の範囲

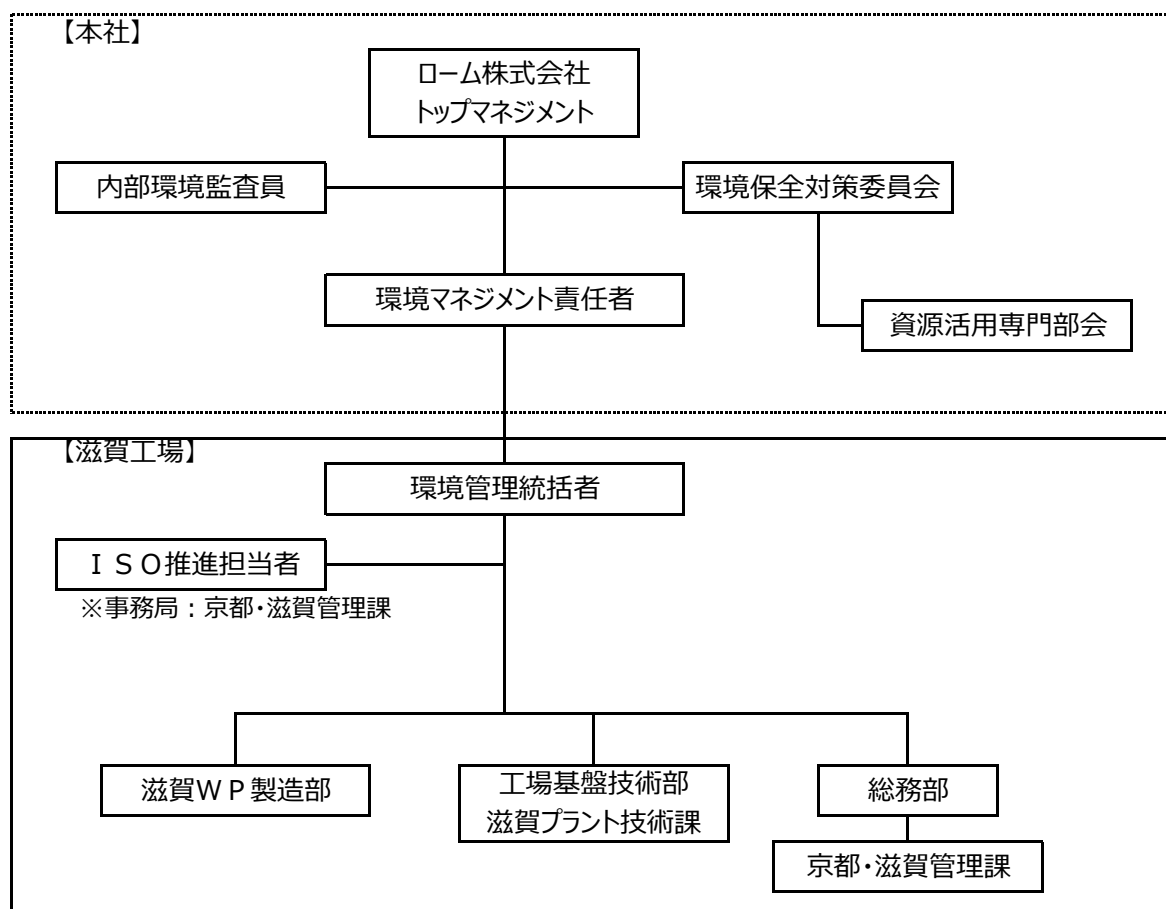
<半導体製造フロー及び主な（特管）産業廃棄物発生状況>



<工場全般から、または梱包材開梱材>

【廃棄物名称】	【分類】	【再利用・処理・処分】
廃プラスチック	廃プラ	圧縮・固化 → 固形燃料
廃木屑	木屑	焼却 → 熱回収
廃ガラス屑	ガラス屑	破碎・選別 → 路盤材
ガレキ屑	ガレキ屑	

【産業廃棄物の処理に係る管理体制図】



1. 環境管理統括者 : ローム株式会社 滋賀WP製造部長
2. 廃棄物担当 : 総務部 京都・滋賀管理課
3. 廃棄物管理組織 : 廃棄物管理規定（社内基準）で規定
4. 廃棄物処理責任者 : 廃棄物管理規定（社内基準）で規定
5. 各組織の主な役割
 - 5-1. 環境保全対策委員会
 - 1) 環境管理（廃棄物管理）に関する基本方針の審議・決定
 - 2) 環境管理計画（廃棄物管理）の審議・決定
 - 5-2. 資源活用専門部会
 - 1) 廃棄物抑制・削減、分別、再利用の具体的取り組みの推進
 - 2) ゼロエミッション活動の推進、維持管理
 - 5-3. 総務部 京都・滋賀管理課
 - 1) 廃棄物処理委託業者の選定、監査、委託契約の締結及び管理
 - 2) ゼロエミッション活動の推進、維持管理、行政報告等
 - 3) 産業廃棄物処理計画の作成
 - 4) 廃棄物管理状況、廃棄量、再生量の把握
 - 5-4. 各部門

廃棄物抑制・削減、分別の実施

産業廃棄物の種類 現状と計画		廃酸		廃油		廃アルカリ			
		現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)	現 状 (前年度実績)	計 画 (目 標)
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項									
	排出量	1,018.39 t	921.30 t	437.039 t	395.40 t	0.010 t	0.010 t		
	これまでに実施した取組	排水処理薬品(凝集剤)の使用量の適正化。							
	今後実施する予定の取組	取組みの継続							
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項									
	自ら再生利用を行った(行う)産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—
	これまでに実施した取組	—							
	今後実施する予定の取組	—							
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項									
	自ら熱回収を行った(行う)産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—
	自ら中間処理により減量した(する)産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—
	これまでに実施した取組	—							
	今後実施する予定の取組	—							
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項									
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った(行う)産業廃棄物の量	—	—	—	—	—	—	—	—
	これまでに実施した取組	—							
	今後実施する予定の取組	—							
産業廃棄物の処理の委託に関する事項									
	全処理委託量	1,018.4 t	921.3 t	437.0 t	395.4 t	0.0 t	0.0 t	—	—
	優良認定処理業者への処理委託量	669.2 t	605.4 t	437.0 t	395.4 t	0.0 t	0.0 t	—	—
	再生利用業者への処理委託量	1,017.1 t	920.1 t	437.0 t	395.4 t	0.0 t	0.0 t	—	—
	認定熱回収業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	—	—	—	—	—	—	—	—
	これまでに実施した取組	産業廃棄物の適性処理を行うため、関連する法令・規則を遵守するとともに、行政の環境施策に協力する。 定期的な廃棄物処理業者への監査の実施。 廃酸: 委託先での中和混合調整剤としての再利用。 廃油: 委託先での特殊燃料としての再資源化。							
	今後実施する予定の取組	取組みの継続							